

写

厚生労働省

保険局長 外口 崇 殿

全国健康保険協会

理事長 小林 剛

健康保険組合連合会

会長 平井 克彦

平成24年度療養費改定に当たっての意見（要請）

柔道整復師の施術（以下「柔整」という。）に係る療養費、はり灸師の施術（以下「はり灸」という。）に係る療養費、あんま・マッサージ・指圧師の施術（以下「あんま等」という。）に係る療養費及び治療用装具の作成（以下「治療用装具」という。）に係る療養費は、平成21年度の総額（推計）で約4,800億円に上っております。また、療養費の伸びも医療費の伸びをはるかに上回る勢いであり、平成19年度でいえば、国民医療費の対前年度伸び率が3.0%に対し、柔整に係る療養費は5.5%の伸び、はり灸に係る療養費は11.8%の伸び、あんま等に係る療養費の伸びは15.3%となっています。さらに、この5年間（平成16年度と平成21年度の間）でみると、国民医療費は12%増加（年平均2.3%増）に対し、柔整に係る療養費は19%増加（年平均3.6%増）、はり灸に係る療養費は81%増加（年平均12.6%増）、あんま等に係る療養費は113%増加（年平均16.4%増）しています^{1/2}。

社会保障審議会医療保険部会で平成23年12月にまとめられた議論の整理にもありますとおり、医療の高度化により、がん患者など長期にわたって高額な医療を受ける方が増えており、これらの方の負担を軽減することも求められている中、医療費の適正な配分を進めていくべきであると考えています。あわせて、柔整、はり灸、あんま等及び治療用装具

¹ 健康保険組合連合会の「事業年報」によれば、療養費全体の支給件数は、平成11年度593万件から平成21年度934万件（57%増。年平均4.6%増）であり、給付費は、平成11年度349億円から平成21年度440億円（26%増。年平均2.4%増）である。

² 全国健康保険協会の「事業年報」によれば、療養費全体の支給件数は、平成11年度788万件から平成21年度1,337万件（70%増。年平均5.4%増）であり、給付費は、平成11年度522億円から平成21年度742億円（42%増。年平均3.6%増）である。また、柔整に係る療養費でみると平成11年度446億円から平成21年度635億円（42%増。年平均3.6%増）である。

に係る療養費の請求では、不正請求が生じており、平成 21 年の行政刷新会議及び会計検査院の平成 21 年度決算検査報告の指摘でも適正化が指摘されています。

こうしたことを踏まえ、かつ、社会保険の信頼を維持・確保するためにも、平成 24 年度療養費改定に当たっては、下記の事項の改正等が速やかに図られますよう申し入れます。

記

1. 平成 24 年度療養費改定率について

わが国の経済・社会情勢は、低成長が長期化し、賃金・物価も依然として低下傾向が続いている。こうした中で医療保険財政は、保険料収入を上回る医療費（療養費を含む。）等の伸びにより急速に悪化しており、安定的な運営が極めて重要な課題となっている。一方、療養費は、前記のように医療費の伸びを上回る勢いで増加しており、また不適切な請求も後を絶たず、適正化が急務となっている。以上のような状況を踏まえ、平成 24 年度の療養費改定率は、引き下げる方向で検討されたい。

2. 算定基準について

(1) 柔整、はり灸及びあんま等に係る療養費の定額給付化

柔整、はり灸及びあんま等に係る療養費の定額給付化について検討し、速やかに実施されたい。なお、定額給付化の検討に時間を要する場合には、下記の（2）から（9）の事項について、速やかに実施されたい。

(2) 多部位・長期施術に対する保険給付の逡減制の強化（柔整）

平成 21 年 11 月の行政刷新会議等の指摘（3 部位を保険請求する場合は保険者に状況・理由を報告することとし、給付率を 33%にする。）を踏まえ、速やかに多部位・長期施術に対する保険給付の逡減制を強化するとともに、同一負傷原因による施術については、施術期間及び施術回数の上限を制定されたい。

特に、長期施術に対する保険給付の逡減制に関しては、患者が同一疾患に関して施術者を変えて施術を受けた場合についても、当該期間を通算して逡減された給付率が維持されることを算定基準の留意事項に明記されたい。

また、長期施術継続理由書の取扱いが全国で統一されるよう「初検の日から 3 月を超えて継続する」の考え方を明示されたい。

(3) 算定部位の明確化（柔整）

柔整に係る打撲、捻挫及び挫傷の算定部位については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」（平成 9 年 4 月 17 日保険発第 57 号厚生省保険局医療課長通知）により、算定できない近接部位、算定可能な部位の負傷例として細部にわたり定められているが、当該算定部位の単位は、躯幹及び左右上下肢の 5 部位とされたい。

(4) 施術期間及び施術回数の上限の制定（はり灸・あんま等）

はり灸及びあんま等に係る療養費の請求は、慢性的な疾患を支給対象としていることから、施術期間及び施術回数の上限を制定されたい。

(5) 初検時相談支援料の廃止（柔整）

初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定されるものであるが、当該算定要件は、患者に対して当然に行われるべき内容であり、仮に評価するとしても、既に評価している初検料の中に含まれるべきものであることから、初検時相談支援料は廃止されたい。

(6) 「亜急性」の外傷の定義（柔整）

「亜急性」の定義が不明確なため、柔道整復師の解釈によって支給対象となる負傷の範囲が変わることから、「亜急性」の定義及び支給対象となる負傷の具体例等を明示されたい。

(7) 重複施術の制限（共通³）

柔整を受けている期間中に、はり灸又はあんま等を受けている場合は、療養費支給の対象としない等、その取扱いを明確に示されたい。

(8) 保険適用となる疾患の明確化（はり灸）

療養費支給の対象となる疾患を「神経痛」、「リウマチ」、「頸腕症候群」、「五十肩」、「腰痛症」及び「頸椎捻挫後遺症」（以下「6疾患」という。）に限定し、それ以外の疾患は療養費支給の対象としないこととされたい。なお「神経痛」については、医師の同意書に対象となる部位の記載を義務づけられたい。

(9) 往療料の適正化（共通）

往療料は、原則廃止とされたい。なお、やむを得ず往療を行う場合の基準については、次の①から⑤までのとおりとされたい。

- ① 施術所から2キロメートル未満の患家に赴き施術した場合に限ることとし、施術所から2キロメートル以上離れている患家に赴き施術した場合の往療料は、全額患者負担とすること。
- ② 集合住宅・特別養護老人ホーム等の複数の患家を巡回する場合は、往療順位第1位の患家（施術所から2キロメートル未満の患家に限る。）に赴き施術した場合のみ、往療料の算定を認めることとし、往療順位第2位以下の患家に対する施術に対しては、往療料の算定を認めないこと。
- ③ 柔整における往療料の算定に関しては、医師の同意書の添付を必須とし、当該同意書に「往療が必要な医学的所見」の記載を必須とすること。
- ④ はり灸における往療料の算定に関しては、6疾患に限定することとし、当該6疾患に係る医師の同意を必須とすること。また、同一患家に対する往療料の算定は、1日に1回のみとすること。

³ 「共通」とは、柔整、はり灸及びあんま等の全てに共通するという意味である。

- ⑤ 訪問専門の施術所については、往療の起点を明確に把握できないことから、往療料の算定対象外とすること。

(10) 治療用装具の作成基準の明確化（治療用装具）

治療用装具については、疾病又は負傷の治療遂行上必要な範囲のものに限られるが、「治療用装具の療養費作成基準」（平成18年9月29日保発第0929009号厚生労働省保険局長通知）に示されている基準を超えた申請があるため、医師及び義肢装具士に対して、当該基準を遵守するよう周知徹底を図りたい。

特に、靴型装具については、疾病又は負傷の治療遂行上必要な範囲を明確化するとともに、医師及び義肢装具士に対して、その範囲を遵守するよう周知徹底を図りたい。

3. 運用に関する取扱いについて

(1) 医師による同意書の添付義務化（共通）

① はり灸・あんま等の場合

初療の日から3か月経過毎に患者に対して継続的に施術が必要であることについて医師に再同意を求め、当該医師が再同意した旨の再同意書の添付を必須とされたい。

② 柔整の場合

脱臼又は骨折に対する施術については、初回から同意書の添付を必須とし、以後3か月（同意した日が月の15日以前の場合は、当該月の翌々月の末日、同意した日が月の16日以降の場合は、当該月の3か月後の月の末日）を経過し、更に施術を行う場合においても、患者に対して継続的に施術が必要であることに関する医師の同意書の添付を必須とされたい。

③ 同意書を記入する医師

柔整、はり灸、あんま等及び治療用装具に係る療養費に関する同意書を記入できる医師は、整形外科又は外科を標榜する医師に限定されたい。あわせて、同意書には同意した医師の標榜診療科名の記載欄を設けていただきたい。

④ 医療機関及び施術所における禁止事項

柔整、はり灸及びあんま等に係る療養費等の取扱いにおいては、次の事項を禁止されたい。

- ア) 特定の施術所において施術を受けるべき旨の指示を行うこと
- イ) 特定の施術所において施術を受けるべき旨の指示を行うことの対償として、金品その他財産上の利益を収受すること
- ウ) 患者に対し特定の施術所において施術を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他財産上の利益を供与すること
- エ) 医療機関の医師が同意書記載に対する謝礼を受け取ること
- オ) 施術所を医療機関と一体的な構造とし、又は医療機関と一体的な経営を行う

こと

か) 施術者の親族等に対する施術（自家施術）を行うこと

(2) 同意書様式の詳細化（はり灸・あんま等）

患者の状態を十分熟知した医師による施術の指示を徹底させるため、医師が同意に至った経緯（医師による適当な治療手段がないとした理由や症状）を記入させるよう、同意書を詳細化されたい。

(3) 支給申請書の改正（共通）

① 電話番号欄等の追加

支給申請書に「患者連絡先の電話番号欄」、「施術所及び患者の郵便番号欄」及び「振込先金融機関コード欄」を追加されたい。

② 全部位の負傷名・負傷原因等の記載

柔整に係る療養費の請求に関しては、「交通事故表示（医療機関受診歴・損害保険会社名を含む）」欄を追加するとともに、全部位の負傷名、負傷原因、負傷年月日、初検年月日、施術開始（終了）年月日及び施術内容の記載を義務化し、かつ負傷名をコード化する等の必要な改正を行われたい。

③ 施術者資格の確認

はり灸及びあんま等に係る療養費の請求に関しては、申請書に「施術者登録番号」を記入する欄を追加されたい。

(4) 協定書の内容の改正（柔整）

① 患者本人以外による申請書への署名・押印の禁止

柔整に係る療養費の申請については、当月の最後の施術の際に患者自身が1か月分の施術内容を確認した上で申請書に署名・押印することが原則と考えるが、当該原則に沿った運用が行われるよう、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成20年9月22日保発第0922002号厚生労働省保険局長通知）の別添1及び別添2の内容に手が不自由であるなどやむを得ない場合を除いて患者本人以外による申請書への署名・押印を禁止する旨、明示されたい。

② 各都道府県の社団法人柔道整復師会長名義口座への一括振込

事務の簡素化及び振込手数料の削減を図るため、各都道府県の社団法人柔道整復師会に所属している柔道整復師への支払については、各都道府県の社団法人柔道整復師会長名義の口座に一括振込する取扱いとされたい。

(5) 健康保険を利用する場合の注意事項等の説明義務化（共通）

健康保険を利用して施術を行う場合の注意事項（医療機関で治療中の場合は保険適用できないこと、保険者の審査において保険請求の対象外となった場合には全額自己負担となる場合があること等）について、施術者が患者に対し説明しなければいけないこととする取扱いに改正されたい。

また、施術者は、患者に対し、施術内容を事前に説明し、患者の同意を得なければいけないこととし、患者に対する説明義務を徹底されたい。

(6) 患者への領収明細書発行の義務化（はり灸・あんま等）

医療機関に対しては、領収書の無料発行が義務付けられており、平成 22 年度からは柔整に関する領収書についても無料発行が義務化（明細書については希望者に対し発行義務化（実費徴収可））されていることから、はり灸、あんま等の施術者に対しても、患者への領収書及び診療明細書無料発行を義務化されたい。

(7) 行政による指導監督の強化（共通、治療用装具）

- ① 柔整に係る療養費に関する不正請求に対する地方厚生(支)局の指導監査体制を強化し、不正請求が発覚した場合、不正請求を行った施術者及び施術所（施術所の開設者が不正請求を行った場合を含む。）に係る療養費支給を一定期間停止するといった保険医療機関と同様の措置を設けるよう、法律改正等を含め対策を強化されたい。また、はり灸、あんま等及び治療用装具に係る療養費に関する不正請求について、国の指導監査体制がないことから整備されたい。
- ② 医療機関・薬局や医師・薬剤師と同様に、はり灸、あんま等の施術所や施術者並びに治療用装具に係る製作所及び販売所の指導監査状況を公開するとともに、不正請求に関する情報提供を行った保険者に対して、当該情報提供に対する指導監査結果を通知するなど、不正請求等の情報提供（調査依頼）の方法、行政における対応等を明確化し、迅速に対応されたい。
- ③ 保険者が施術所の開設者及び施術者並びに治療用装具に係る製作所及び販売所に対して調査確認できるよう、保険者に対して当該調査権を付与されたい。
- ④ 柔整については、保険者が請求内容の審査をする際に必要となる受領委任契約状況のデータを整備するとともに、当該データを保険者に提供し、かつ、ホームページ等で公表されたい。
- ⑤ 柔整、はり灸、あんま等及び治療用装具など、療養費に関連する通知等の改正が行われる場合は、保険者等に対して、必ず事前に説明し、意見を聴く機会を設けられたい。
- ⑥ 柔整、はり灸、あんま等及び治療用装具に係る療養費については、療養の給付に関しての中央社会保険医療協議会のプロセスと同様、療養費支給に係る基準等の決定に関し透明性の高い措置を講じられたい。

(8) 施術録の整備の義務化（はり灸・あんま等）

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成 16 年 10 月 1 日保医発第 1001002 号厚生労働省保険局医療課長通知）により、施術録を整備することとされているのは、同通知第 7 章に記載されている団体の会員である施術者のみであることから、はり灸及びあんま等に係る療養費を取り扱う全ての施術者及び施術所に対して、同通知第 7 章に記載されている施術録を整備することを義務とされたい。また、施術録と同様に来院簿（来院した患者が氏名等を自ら記入する帳簿）を作成し、窓口に備え付けることを義務とされたい。

4. その他（海外療養費）

最近、被保険者が海外の事業所で勤務する事例だけでなく、日本の事業所に勤務する被保険者の被扶養者が海外に在住している事例もあり、海外療養費を利用した不正請求と思われるものもみられる。こうしたことを踏まえ、海外療養費のあり方について見直しされたい。